

諮問庁：独立行政法人国立高等専門学校機構

諮問日：平成30年2月22日（平成30年（独情）諮問第13号）

答申日：平成30年11月21日（平成30年度（独情）答申第45号）

事件名：特定クラス全員の特定科目以外の科目の点数（個人が特定できないように順番が並び替えられたもの）が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件開示文書」という。）の外にこれを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年12月22日付け特定高専総第207の3号により、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示決定通知書の不開示理由の付記が不十分であり、行政手続法14条の規定の趣旨に基づいて、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに請求者の不服申立てへの便宜を図る観点から、丁寧な不開示理由の付記を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 「法人文書不開示決定通知書」（平成29年12月22日付け特定高専総第207の3号）に記載された不開示理由だけでは、開示請求を行った特定クラスの全科目の中で、「法人文書開示決定通知書」（平成29年12月22日付け特定高専総第207の2号）によって特定科目の点数だけがランダムに並べ変えられたデータを作成していたことが明らかになったが、機構が特定科目だけが恣意的に行われたのか、通常業務として他の全科目でも行われるべきところ機構の不作为によって行われなかったものであったのか判断がつかない。今回不開示となったその他科目に対しては、成績を記載した文書の性格上、特定科目だけ異なるものとは考えられず、不作为の疑念が生じることは明らかであり、社会通念上、機構は開示されなかった理由にそれらの事情を付記することは、説明責任として必

要である。また、特定クラスの全科目のうち、不開示とされた科目数についても説明がなされていないことから、どれだけの科目数の中で、特定科目の1科目だけがランダムに並べ変えたデータが作成されていたかを明らかにすることによって、これが特別な事例であったかどうかの状況説明にもなることから、科目数についても説明に付記する必要がある。

イ 機構の情報公開のホームページでは、審査請求時点では独立行政法人国立高等専門学校機構情報公開取扱規則（以下「情報公開取扱規則」という。）が最新の内容に更新されておらず、依然として古い行政不服審査法を引用した手順及び様式が掲載されたままとなっている（「一部改正 平成23年10月26日」と記載されたものが公開されている。）。今回、通知された「法人文書不開示決定通知書」及び「法人文書開示決定通知書」は、平成26年に改正された行政不服審査法を反映したものが使用されており、公開文書の情報公開取扱規則に沿った文書ではなくても情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の答申では違法性はないと判断されている（書類4参照（略））。しかしながら、古い状態の情報公開取扱規則を公開している状況は、法23条の規定の趣旨に反しており、審査請求人に必要な情報提供を行い、便宜を図っているとは言い難く、これは独立行政法人の行政事務の怠慢であり、審査請求人は適切な行政事務が行われるよう機構に改善を求める。なお、本件については、審査請求人が平成29年3月7日付け審査請求書の提出によって指摘したにもかかわらず、審査会の答申においては、違法性の議論にのみ終始し、付言として機構の運営改善については言及されなかったことから、機構は違法性がないとするお墨付きを得たものとして、未だ更新されないままである。このような事態を避け、円滑な情報公開が行われる環境が確保されるために、審査会は情報公開に係る最新の適正な情報提供が請求者に対して努めて行われるように行政機関に対し、答申で付言される必要がある。

（2）意見書

審査請求人から平成30年3月24日付け（同月26日收受）で意見書が当審査会宛てに提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求のあった法人文書の名称

平成25年度前期中間及び前期末における特定クラス全員の試験点、課題・演習及び合計点（データは点数のみデータで、個人が特定できないように順番が並び替えられたもの。特定クラスで履修対象とされた全科目を

対象とする。)

2 開示決定についての考え方とその理由

審査請求人からの開示請求に対し、個人が特定できないように順番を並び替えた特定科目の成績については、特定年月に審査請求人から開示請求が行われた際に作成した法人文書「個人が特定できないよう項目ごとに並び替えた特定クラス（H25）特定科目（成績）」を特定し開示、特定科目以外の科目については、文書を作成していないため不開示とした。

（省略）

また、審査請求人の指摘にあるとおり、情報公開取扱規則（資料1（略））は、規則改正が遅れており、平成26年に改正された行政不服審査法（平成26年6月13日法律第68号）に未対応となっているものの、本開示決定等は、法（資料2（略））に基づき行われたものであり、違法性はない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年3月26日 審査請求人から意見書を収受
- ④ 同年10月22日 審議
- ⑤ 同年11月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は本件開示文書の外にこれを作成しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、特定の科目の成績の扱いだけ異なるものとは考えられない等として、本件対象文書の特定を求めていると解されるどころ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示文書は、過去に、特定高等専門学校の「平成25年度前期中間及び前期末における特定科目の特定クラス全員の試験点、課題・演習点及び合計点（データは点数のみのデータで、個人が特定できないように順番が並び替えられたもの）」を対象とした開示請求を受けた際に、同校がもともと保有していた成績一覧表を、「個人が特定できないよう順番が並び替えられたもの」という請求の趣

旨を踏まえて、「最終成績」，「中間」，「期末」及び「課題・演習」の項目ごとに並べ替えた文書を改めて作成し，開示したことがあり，現在も同校は当該文書を保有しているため，これを特定して開示したものである。

イ 特定高等専門学校では，もともと各科目の成績に関するデータは，学生を名簿順に並べた形式で保有しており，特定科目以外の科目の成績に関するデータは，本件請求文書のように「個人が特定できないように順番が並べ替えられた」形式では保有していない。

なお，諮問に際して，改めて同校の校内の書庫等を探索したが，本件開示文書以外に該当する文書（本件対象文書）の存在は確認できなかった。

(2) 上記(1)の諮問庁の説明に特段不自然，不合理な点があるとはいえず，これを覆すに足る事情も認められない。

したがって，機構において本件対象文書につき本件開示文書の外にこれを保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は，不開示決定通知書の不開示理由の付記について不十分である旨主張するところ，不開示決定通知書には不開示理由として「作成していないため」と本件開示文書を除き本件対象文書が存在していない原因について最低限の記載はされているところであり，これが不備のある違法なものとはまではいえない。

(2) また，審査請求人は，機構の情報公開取扱規則が平成26年に全面改正された行政不服審査法（以下「改正審査法」という。）に対応していないことは，法23条1項の規定の趣旨に反しており，機構の怠慢である旨主張する。

当審査会事務局職員をして諮問庁に対し，確認させたところ，諮問庁は，現時点では情報公開取扱規則が改正審査法に対応したものとなっていないが，平成30年12月にこれを改正し，改正審査法に対応したものとする予定である旨説明する。

原処分については，実質的に改正審査法に従って行われており，違法とまではいえないが，改正審査法が公布されてから既に4年以上が経過しており，この間，機構において情報公開取扱規則について，所要の改正をするための時間は十分にあったといえる。

それにもかかわらず，これまで情報公開取扱規則が改正されず，改正審査法の規定に即した内容となっていないことは，不適切であるといわざるを得ない。

機構には，今後，情報公開取扱規則を改正することが必要になった時点で，適時適切に対応することを望むものである。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、本件開示文書の外にこれを保有していないとして不開示とした決定については、機構において本件開示文書の外に本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

(別紙)

1 本件対象文書

平成25年度前期中間及び前期末における特定クラス全員の試験点，課題・演習点及び合計点（データは点数のみのデータで，個人が特定できないように順番が並び替えられたもの。特定クラスで履修対象とされた全科目を対象とする。）

2 本件開示文書

個人が特定できないよう項目ごとに並べ替えた特定クラス（H25）特定科目（成績）